

郵便料金計器購入事業仕様書

令和4年10月27日

波佐見町役場総務課

(概要)

第1条 この仕様書は、「郵便料金計器購入事業」(以下、「当該事業」という。)に適用する。

2 当該事業において、発注者(波佐見町総務課)を「甲」、受注者を「乙」という。

(目的)

第2条 当該事業は、郵便料金計器(以下「当該機器」という。)を導入し、業務効率化と事務費軽減を図ることを目的としている。

(事業名等)

第3条 当該事業の事業名等は、次のとおりとする。

- 事業名 郵便料金計器購入事業
- 事業番号 4総第634号
- 納品期限(初期設定等含) 令和5年1月27日(金)限

(事業概要)

第4条 当該事業の概要は、次のとおりとする。

- 郵便料金計器購入(オプション含む)
- 初期設定(搬入・据付・組立、機器設定)

(郵便料金計器の仕様等)

第5条 当該機器(付属品含む)の仕様及び数量は次のとおりとする。

製品名等	台数等	備考
ピツニーボウズ SendProType2	1台	新品、指定品
同 500部門集計(SendProシリーズ用)	1台	同上
同 ブラックインク追加キット	1台	同上
LTE通信パックB(5年間)	1式	
料金計器専用台(W1800)	1台	新品、指定品
料金計器専用台(W1800用中板)	2枚	同上
搬入据付・設定費	1式	

- 機器は指定品とし、日本語版で、国内で販売されている新品とする。
- 据付・組立には、設置場所までの運搬費を含むものとする。
- 保守契約を予定しているが、受注者と協議のうえ、別途契約予定である。
- 操作研修(1回)を含む。

(設置場所)

第6条 当該機器の設置場所(納品場所)は次のとおりとする。

設置場所	住所等	摘 要
波佐見町役場（2階総務課）	波佐見町宿郷 660 番地	詳細な場所は現地にて指示する

（初期設定等）

第7条 乙は調達した機器等に対し次の初期設定を行うものとする。

（1）据付・組立 前条の設置場所において据付組立を行うものとする。

（サポート体制及び保守）

第8条 検査合格日から1年間において、障害対応並びに設定調整について、無償にて対応すること。

2 保守については、1年経過後、第5条第4項により乙と別途契約予定である。

3 入札書提出時に、参考として保守料（12月分）の見積書を提出すること。

（提出書類）

第9条 乙は事業完了時に次の書類を提出すること。

（1）納品書

（2）機器保証書、操作説明書

（3）その他甲乙協議して決定したもの

（疑義）

第10条 当該事業の実施に当たって疑義が生じた場合、発注者及び受託者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。

（守秘義務）

第11条 受注者は当該事業に関するすべての項目について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

（検査）

第12条 調達並びに初期設定が完了した際には、甲の検査を受け、不具合があるときは、指定する期日までに再設定等を行うこと。

（注意事項）

第13条 本仕様書に示す事項は、主要事項のみ示しているもので、本仕様書に明記されていない事項であっても、当該事業の目的達成に際し、当然必要とされる諸費用は見積額に含むものとする。

（その他）

第14条 下記に留意のうえ、入札書を提出すること。

（1）本仕様書の入札に係る一切の費用については、乙の負担とする。

（2）入札会は、甲の事情により延期又は中止することがある。

この際にも、第1号と同様に、甲に一切の請求を行ってはならない。

（3）提出された入札書等は、返却しない。